

資料編

1 目的を達成するための主要事業

基本理念 I 子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

基本施策 1 県民運動の醸成と地域における子育て支援の輪の拡大

施 策① 県民気運の醸成

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 全県的広報・啓発の充実	<p>企業、市町村と県の行政が一体となり、子育て家庭に交付されるしまね子育て応援パスポート「CoccoLo」（こっころ）を象徴的事業として、子育てを社会全体で温かく応援する気運の醸成や地域づくりの推進を図ります。</p> <p>具体的な事業名 しまね子育て応援パスポート事業（こっころ事業）</p>	県	子ども・子育て支援課

施 策② 地域における子育て・子どもの育ちの支援の輪の拡大

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 地域の創意工夫による子育て支援の充実	<p>地域の特性、子育て中の家庭の多様なニーズに対応し、地域住民や民間団体、企業など様々な主体が参画した創意工夫による子育て支援を市町村と連携して提供することで、子育て家庭の不安感や負担感、孤立感の解消を図るとともに、子どもの健やかな成長を支援します。</p> <p>具体的な事業名 しまねすくすく子育て支援事業</p>	県 市町村 民間	子ども・子育て支援課
2 民間の子育て支援活動の促進	<p>子育て支援活動の活性化のため、応援講師を派遣し、子育て支援に取り組む民間団体の活動を促進します。</p> <p>具体的な事業名 みんなで子育て応援隊事業</p>	県	子ども・子育て支援課
3 NPO・ボランティア活動の促進	<p>子どもの健全育成等に取り組むNPO・ボランティア活動を推進し、地域における自主的・主体的な子育て支援活動の活性化を図ります。</p> <p>具体的な事業名 団体活動支援事業 寄附者設定テーマ事業 NPO実務者研修 専門相談</p>	県	環境生活総務課
4 世代間交流の促進	<p>島根県老人クラブ等事業実施要綱に基づいて活動を行う市町村老人クラブ連合会に対し、その活動費を補助します。 高齢者世代や小中高大学生などの異年代、異校種の子ども同士の交流活動や保育所などで行う在宅の子育て家庭を対象にした交流活動等を促進します。</p> <p>具体的な事業名 市町村老人クラブ連合会助成事業 しまねすくすく子育て支援事業（子育て講座・地域交流活動事業）</p>	市町村 民間	高齢者福祉課 子ども・子育て支援課

基本理念Ⅱ しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

基本施策2 たくましい子どもの育ち

施 策① 幼児期の教育・保育の充実

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 幼児教育総合推進事業	<p>幼児期の教育・保育全体の質の向上のため、県、市町村、幼児教育施設及び小学校、保護者、地域が連携を図り、質の向上のための体制構築や研修等の開催を実施する。</p> <p>①幼児教育施設と保育者、市町村への直接指導・助言 • 専任の指導主事等による幼児教育施設等への指導・助言 • 専任の指導主事等の専門的知見習得のための研修参加</p> <p>②幼児教育施設と保育者・市町村への専門的研修 • 県主催研修会と市町村研修会等の支援 • 事例指定研修事業による指導・支援</p> <p>③ 保護者、幼児教育関係者（小学校教諭を含む）への幼児教育に係る理解促進 • 「島根県幼児教育振興プログラム（仮）」を策定し、それを活用した研修 • 保護者、幼児教育施設及び小学校の保育者、教職員向けに幼児教育の必要性について周知</p> <p>具体的な事業名</p> <p>幼小連携・接続研修 幼児教育推進研修 保育士現任研修（中堅コース） 保育所指導的職員研修 就学前人権教育講座</p>	県	教育指導課

施 策② 子どもの生きる力の育成

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 基礎学力の育成	<p>○基礎学力の定着及び向上を図るための授業の改善 生きて働く知識・技術を身に付け、それらを活用して課題解決を図る思考力・判断力・表現力等を高めるとともに、主体的に学び、向上しようとする学びに向かう力・人間性等を高める授業の工夫・改善を推進します。</p> <p>○教員の指導力の向上のための指導・研修の充実 指導・研修が学校教育の一層の充実につながるよう、教育センター等における研修や学校訪問指導を充実します。</p> <p>○家庭学習の充実に向けた取り組みの推進 家庭の必要性やあり方について家庭に対して積極的に情報提供するとともに、家庭学習の充実につながる授業改善を推進します。</p> <p>○学校のマネジメント力の向上 保護者との信頼関係のもと、集中して授業に取り組める良好な教育環境を構築していくため、管理職に必要な実践的なマネジメント研修を充実していきます。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>学力育成推進事業 未来の創り手育成事業（主体的・対話的で深い学びの実現のための授業改善プロジェクト事業）</p>	県	教育指導課

2	きめ細かな指導・支援体制の充実（小・中学校）	<p>小・中学校全ての学年に国の学級編制の標準を超えて少人数学級編制を実施したり、学校現場の複雑化・困難化する課題に対して、課題解決対応のための教員加配を行ったりすることにより、学校の実情に応じたきめ細かな指導・支援体制の充実を図ります。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>少人数学級編制、課題解決対応のための教員加配（仮称）</p>	県	学校企画課
3	ふるさと教育の推進	<p>ふるさとへの愛着や誇りを持ち、地域に貢献しようとする子どもを育成するため、学校、家庭及び地域が一体となった「ふるさと教育」を体系的に推進します。また、学校での学びを生かし、子どもたちが様々な世代とつながりながら、地域住民の一人として主体的に行う地域での実践活動を推進します。</p> <p>（具体的な事業名）</p> <p>ふるさと教育推進事業</p> <p>ふるさと人づくり推進事業（子どもふるさと活動支援事業）</p>		
4		<p>研修等により、教育活動全体を通じて行う道徳教育、道徳科の授業実践、校内研修の充実を図ります。</p> <p>また、島根県版道徳教育郷土資料「しまねの道徳」により、島根県の教育資源を生かした道徳教育を推進します。</p> <p>具体的な事業名</p>	県	教育指導課
5		<p>子どもたちの「豊かな心」を育むため、多様かつ優れた文化芸術に親しむ機会の確保や地域社会と連携した文化活動の推進を図ります。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>文化庁等と連携した芸術鑑賞機会の提供</p>		
6	健康教育の推進	<p>子どもたちが生涯にわたり健康的な生活を送ることができるよう、睡眠の重要性やメディアとの適切な接し方など、望ましい生活習慣の形成に取り組みます。また、教職員が専門的知見を取得するとともに、健康教育に関する指導力及びコーディネーターとしての質を高め、新たな健康課題へも対応ができるよう、教員研修を行います。</p> <p>また、学校・家庭・地域の関係機関等が緊密に連携し、児童生徒の心身の健康問題に対応するために、学校保健委員会等の組織作りを推進し、学校保健活動の充実を図ります。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>専門家、専門医による指導事業</p> <p>健康教育（学校保健）研修、養護教諭研修</p> <p>学校保健委員会活動の支援</p>	県	保健体育課
7		<p>体を動かす楽しさや心地よさを体験できるスポーツ・レクリエーション活動を通して、子どもたちの運動の習慣化を図ります。そのために、さまざまなスポーツ・レクリエーション活動を体験する機会の充実や指導者の派遣など、地域ぐるみで、環境づくりを推進していきます。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>レクリエーションによる幼児期の体力づくり事業</p> <p>運動好きな子どもを育てるための地域連携事業</p> <p>ユニバーサルデザインでつくるスポ・レク推進事業</p> <p>広域スポーツセンター運営事業</p>		

8	生徒指導体制の充実強化	<p>いじめ、暴力行為、不登校等生徒指導上の諸課題に対し、未然防止や早期発見・早期対応の観点から、いじめの問題に対して関係する機関や団体と連携を図る会議の開催、不登校児童生徒等の社会的自立や学習支援のための教育支援センターへの運営支援、専門的知見をもった人材の活用など、関係機関と連携した取組を進めます。またアンケート調査を活用し親和的な学級集団をつくるなど、子どもの居場所づくりを推進します。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>島根県いじめ問題対策連絡協議会 教育支援センター運営事業 いじめ等対応アドバイザー事業 アンケートQ Uを活用した児童生徒の「絆づくり」「居場所づくり」 絆づくりサミットの開催</p>	市町村 県	教育 指導課
9	未来を拓く県立学校づくりの推進	<p>生徒一人ひとりの夢の実現や創造性・個性を尊重する教育を重視し、学校や地域の特色を生かした自主的・創造的な教育活動に取り組むことで、島根らしい特色と魅力ある学校づくりを推進します。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>教育魅力化人づくり推進事業</p>	県	教育 指導課
10	教育相談体制の充実	<p>心理の専門家であるスクールカウンセラーの学校への配置や福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの活用、子どもと親の相談員の配置など、学校内の教育相談体制及び、いじめ等の相談窓口の開設による学校外の相談体制の充実を図ります。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>スクールカウンセラー配置事業 スクールソーシャルワーカー活用事業 子どもと親の相談員配置事業 教育相談員配置事業 心の相談事業 連絡調整員活用事業</p>	市町村 県	教育 指導課
11	学校安全確保の推進	<p>学校安全の現状と課題等について理解し、児童生徒の安全確保、学校の安全管理体制の充実、教職員の指導力やリーダーとしての資質向上のため、学校安全研修を実施します。 また、防犯に関し、子どもの安全対応能力の向上を図るため、防犯訓練の実施や防犯教室の開催を推進します。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>学校安全研修</p>	県	教育 指導課 生活 安全 企画課
12	学校関係者評価の推進	<p>学校関係者評価の積極的な活用により、保護者や地域住民の信頼に応え地域に開かれた学校づくりを推進します。</p> <p>具体的な事業名</p>	県	学校 企画課

施 策③

家庭や地域の教育力の向上

目的を達成するための主要事業		事業概要	実施主体	担当課
1 乳幼児期からの基本的な生活行動・生活習慣の定着		学校教育と社会教育との連携を図り、乳幼児期からの教育・養育環境を充実させ、規範意識やコミュニケーション能力を高め、基本的な生活行動や生活習慣を定着させます。	県	教育指導課
		具体的な事業名 幼児教育総合推進事業（幼児期ふるまい定着事業）		
2 家庭教育への支援の推進		地域において、保護者が安心して家庭教育を行えるよう、保護者や地域住民を対象とした子育てに関する学習機会の提供や、情報提供や相談対応による人間関係づくり、環境づくりなどを行う市町村の取組を支援します。	県	社会教育課
		具体的な事業名		
3 地域の教育力向上への支援		幅広い地域住民等の参画により、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、地域総がかりで子どもの成長を支え、地域を創生する活動を支援します。	県 市町村	社会教育課
		具体的な事業名 しまねの子育て協働プロジェクト事業（学校支援・放課後支援・外部人材を活用した教育支援・地域未来塾）		
4 子ども読書活動の推進		図書館や学校などの関係機関やボランティアサークル等と連携・協力しながら、子どもへの読書の普及・啓発や家庭・地域における親子読書の普及・啓発、子どもの読書に関わるボランティアなどの人材育成に取り組みます。読書活動や授業等での学習活動において学校図書館を有効に活用し、子どもたちに読む力や情報を収集する力、様々な情報を自らの課題解決に向け取捨選択する力を育む取組を推進します。読書活動を通じて、読書の楽しさを味わい、豊かな心と確かな学力を身に付けるために、乳幼児からの読書習慣の定着や、学校図書館を活用して児童生徒が調べ、考える学習を推進します。	県	教育指導課 社会教育課
		具体的な事業名 学校図書館活用教育研究事業 県立高校図書館活用教育推進事業 学校司書等配置事業 しまね子ども読書フェスティバル 読みメンプロジェクト 幼児・児童読書普及事業		
5 県の特色ある地域資源の活用促進		全国に誇る島根固有の歴史・文化について、特色ある地域資源を活用した活動を通じて、子どもたちがふるさと島根を愛し、豊かな感性を育み、また親子のふれあいの時間をもてるよう、子どもや親子を対象とした講座や体験活動等を開催・支援します。 地域資源（自然、農耕地、神社、史跡など）を保育所や放課後児童クラブに開放し、子どもと地域住民との交流活動等を促進します。	県 市町村	文化財課 子ども・子育て支援課
		具体的な事業名 心に残る文化財子ども塾 しまねすくすく子育て支援事業（子育て講座・地域交流活動事業）		
6 体験活動の充実及び家庭への意識啓発		青少年教育施設における体験プログラムの開発・普及等により、体験活動の充実を図ります。	県 市町村	社会教育課
		具体的な事業名		

施 策④ 青少年の健全育成の推進

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 青少年を健やかに育む意識向上事業	<p>青少年がのびのびと健やかに育つよう、青少年育成に対する県民意識の高揚を図るとともに、市町村民会議や民間団体等と連携して、青少年の主体的な社会参画活動の充実、意見表明の場の設定等を通して、次世代を担う青少年の育成を図ります。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>県民運動推進事業 広報啓発事業 児童福祉啓発事業</p>	県	青少年家庭課
2 困難を有する子ども・若者支援事業	<p>社会生活を営むうえで困難を有する子ども・若者やその家族に対して、自立に向けた必要な支援を受けることができるようになります。様々な困難を有する子ども・若者に対して適切な自立支援活動が行われるよう、関係機関・団体との連携をより一層深めます。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>圏域ネットワーク整備事業 県地域協議会運営事業 子ども・若者広域支援事業 農業との連携による自立支援事業</p>	県	青少年家庭課
3 社会参加・参画活動等の促進	<p>住みよい地域づくりに貢献している県内少年団体を表彰し、少年団体活動の充実・発展につなげます。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>優良少年団体表彰</p>	県	社会教育課
4 社会参加活動等の促進	<p>子どもたちが環境美化、生産体験などの活動や、柔道、剣道などのスポーツ活動を通して、人を思いやる心、感謝する心を育むとともに、社会におけるルールを身につけるため、少年補導委員等のボランティアを中心に地域社会が一体となって、子どもたちの社会参加活動、スポーツ参加活動を促進、支援します。</p> <p>具体的な事業名</p>	県	少年女性対策課
5 青少年を取り巻く地域環境浄化事業	<p>青少年および青少年を取り巻く大人に対して、青少年の健全育成に向け適正な社会環境づくりをすすめます。また、青少年の健全育成に向け適正な社会環境を整備するため、島根県青少年の健全な育成に関する条例に基づき、図書類販売店や深夜営業店、携帯電話インターネット接続役務提供事業者などに対して立入調査を実施のうえ、助言指導など適切な措置を行います。</p> <p>具体的な事業名</p>	県	青少年家庭課 教育指導課 社会教育課 少年女性対策課
6 非行防止対策の推進	<p>学校や教育委員会、警察などの関係機関が連携を強化し、各学校で行われる非行防止教室の開催を積極的に推進し、児童生徒の規範意識の醸成を図ります。また、非行に一度手を染めた少年を立ち直らせ、再び非行を起こさせないために、継続的な助言や、職業体験、学習支援等、非行少年の個別の事業に合わせた支援として、再非行防止事業を推進します。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>非行防止教室 再非行防止事業</p>	県	少年女性対策課

基本施策3

次代の親の育成

施 策①

生命の尊さ、家族の意義の理解の促進

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 学校教育における家庭や家庭生活等に関する学習の実施	学校教育において、男女が協力して家庭を営むことに対する若い世代の理解が進むよう、家庭を持つことの意義を学ぶ教育を実施します。	県市町村	教育指導課
	具体的な事業名		
2 子どもの未来デザイン講座の実施	次世代を担う子どもたちを対象に、生命の尊さや家庭の意義などについて理解を深め、妊娠や出産に関する医学的知識に加え、キャリア形成やワークライフバランスなど、10年後、20年後の自らの将来について考える機会を提供するため、助産師や専門講師による講座を開催します。	県	子ども・子育て支援課
	具体的な事業名		
	生の楽習講座 ライフプラン設計講座		

施 策②

若い世代の就業促進

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 就職指導の充実	社会人講話や企業見学により高校生の職業観や勤労観を育成するとともに、地元企業での就業体験により進路意識の高揚を図ります。 また、学校と企業との情報交換の場を設けるなど連携を図りながら生徒一人ひとりに対応した就職支援を行います。	県	教育指導課
	具体的な事業名		
2 学卒者の職業訓練の実施	専門の技能習得を目指す若年求職者が技能者として必要な専門的知識を習得して就業に就くために、高等技術校において、若年者コースの各種職業訓練を実施します。	県	雇用政策課
	具体的な事業名		
3 県内就職の促進	若年者の就業支援を推進するため、職業相談から就職支援セミナー、職業紹介、就職後のフォローアップまでの一貫したサービスを提供する「ジョブカフェしまね」を設置し、県内企業への理解促進やマッチング支援などを行うことにより、若年者の県内就職を促進します。 ニート等の若年無業者に対して相談から自立支援までの一貫した支援を行う「しまね若者サポートステーション」を設置し、若者支援のための関係機関のネットワークを整備し、若年無業者の職業的自立を促進します。 Uターン・Iターン者向け支援については、専門スタッフによる求人票の掘り起こし強化と積極的なマッチングを行います。また、東京など都市部での相談体制や情報発信の強化を行っていくほか、特に山陽・関西圏・首都圏からの移住促進を行う等、更なる県内就職者数の増加を目指します。	県	しまね暮らし推進課 雇用政策課
	具体的な事業名		
	県内就職の促進		

基本理念Ⅲ**すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備****基本施策 4****子育てに関する多様な支援の充実****施 策①****切れ目ない相談・支援体制づくり**

目的を達成するための主要事業		事業概要	実施主体	担当課
1 切れ目ない相談・支援体制づくりの推進		「子育て世代包括支援センター」を全市町村に設置し、県内どこでも妊娠・出産・子育て全般に関する総合相談が受けられる体制づくりを推進します。また、子育て世代包括支援センターを中心に関係機関との連携したワンストップの支援体制の強化を図ります。	県 市町村	健康 推進課 子ども・子 育て支 援課
		具体的な事業名		
		子育て世代包括支援センター開設促進事業		
2 しまね結婚・子育て市町村交付金事業		市町村が行う結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援など、出生数を増やすための独自の取組を支援します。	県 市町村	子ども・子 育て支 援課
		具体的な事業名		
		しまね結婚・子育て市町村交付金事業		
3 子育て等に関する情報提供の充実		結婚・子育て等に関する必要な情報が得られるよう、結婚・妊娠・出産・子育て支援に関する情報をポータルサイトに掲載し、利用者目線でわかりやすく一元的に発信します。また、SNS（Instagram、Facebook）による子育て関連のイベント情報などを随時発信し、情報提供の充実を図ります。	県	健康 推進課 子ども・子 育て支 援課
		具体的な事業名		
		総合ポータルサイト等による情報発信		

施 策②**親子の交流や相談の場の充実**

目的を達成するための主要事業		事業概要	実施主体	担当課
1 地域の子育て支援機能の充実		子育てに関する不安感・負担感の増大に対応するため、「子育て親子の交流の場の提供」「子育て等に関する相談・援助」「地域の子育て関連情報の提供」を行っている、子育て支援センターに対して必要な経費を補助し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。また、国補助対象とならない子育て支援センターに対しても必要な経費を補助することで、国基準に基づく子育て支援センターの設置が困難な地域においても、子育て支援機能の充実が図れるよう支援を行います。	市町村	子ども・子 育て支 援課
		具体的な事業名		
		地域の子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業） しまねすくすく子育て支援事業（地域子育て支援センター事業）		
2 子どもと家庭電話相談室の設置		育児やしつけなど子育ての悩みを気軽に相談できるよう、フリーダイヤルの電話相談室を設置します。また、県内の電話相談窓口一覧をカードにしたものを、学校や保育所などに在籍している児童を通じて各家庭に配布します。	県	青少年 家庭課
		具体的な事業名		
		子どもと家庭電話相談事業		

3	外国人子育て家庭や妊産婦への支援の推進	公益財団法人しまね国際センターに多言語による相談・情報提供窓口を設け、出産・子育て、子どもの教育などに関して、外国人子育て家庭や妊産婦の方への支援を行います。 また、教育・保育施設や地域の子育て支援事業、母子保健サービス等を円滑に利用できるよう通訳の配置等の多言語対応への取組を行っている市町村へ、事業実施に関わる経費の助成を行います。	県 市町村	文化 国際課 子ども・子 育て支 援課
		具体的な事業名		
		しまね多文化共生総合相談ワンストップセンター事業 地域の子育て支援事業（利用者支援事業）		

施 策③ 教育・保育等の提供体制の確保・充実

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 地域の保育ニーズに対応した受入れ児童数の確保	市町村と連携し、計画に設定した区域の保育ニーズに対応した施設整備等により、受入れ児童数の確保に取り組みます。 特に、市町村子ども・子育て支援計画に定められた提供体制確保方策を推進するための取り組みについて積極的に支援します。	市町村 民間	子ども・子 育て支 援課
	具体的な事業名		
	保育所緊急整備事業 認定こども園整備事業		
2 認定こども園、幼稚園、保育所等の運営への支援	認定こども園、幼稚園、保育所等に入所している児童が心身ともに健やかに成長できるよう、子ども・子育て支援法に基づき運営に要する経費を助成するほか、学校法人が設立する私立幼稚園等に対し、教育の振興を図る特色ある取り組みや預かり保育を推進する取り組み等に応じた配分で経常的経費を補助します。 また、過疎地域等において保育所運営が存続できるよう、利用定員20人で入所児童数が定員に満たない小規模民間保育所に対して運営に要する経費を助成します。	県 市町村	総務課 子ども・子 育て支 援課
	具体的な事業名		
	私立学校振興費補助金交付事業 小規模民間保育所運営対策事業		
3 教育・保育等に従事する者の確保	幼稚園教諭、保育士等の人材を確保するための取り組みを行い、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等の受入れ体制の充実を図ります。	県	子ども・子 育て支 援課
	具体的な事業名		
	保育士・保育所支援センター運営等事業 新卒保育士確保支援事業 保育士バンク設置・運営事業 保育士修学資金貸付制度 しまね保育実習等旅費支援事業 保育士資格取得支援事業 保育士確保のための県内進学・就職促進事業		

4	教育・保育等に従事する者の質の向上	<p>認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業及び地域子ども子育て支援事業に従事する者への研修を行い、教育・保育の質の向上を図ります。</p> <p>また、研修を通じて、幼稚園及び保育所と小学校等との連携のための取り組みの促進を図ります。</p>	県 子ども・子育て支援課
5	多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実	<p>子育て中の保護者とその家庭の多様なニーズに対応できるよう、子育て支援事業に要する経費を補助することで事業を推進し、子育てと仕事の両立や子育て不安の解消を図ります。</p> <p>また、国基準を満たすことができない小規模な事業等に対して経費を助成することで、中山間地域等でも多様なニーズに対応した子育て支援事業が実施できるよう支援を行います。</p>	市町村 子ども・子育て支援課
6	教育・保育の情報の公表	<p>施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促すとともに、保護者が多様な施設から利用する施設が選択できるよう、必要な情報の公開を行っていきます。</p>	県 子ども・子育て支援課

施 策④ 総合的な放課後児童対策の推進

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 放課後児童健全育成の推進	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、学校の余裕教室等を利用して遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、放課後児童クラブの運営等に要する経費を助成し、子育てと仕事の両立や子育て支援の推進を図ります。さらに、利用時間の延長や人材確保への支援のほか、課題解決のためにスーパーバイザーが各放課後児童クラブを巡回し、放課後児童クラブの充実を図ります。</p> <p>また、国基準を満たすことができない小規模な事業等に対して運営等に要する経費を助成することで、中山間地域等における放課後児童クラブの運営を支援します。</p>	市町村民間	子ども・子育て支援課

2	放課後児童健全育成に従事する者の確保及び資質の向上	<p>子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブに従事する者の半数は放課後児童支援員であることが求められることから、放課後児童支援員の認定資格研修を実施します。</p> <p>また、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に従事する者等への合同研修を実施し、放課後児童クラブ・放課後子ども教室等における活動の質の向上を図ります。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>放課後児童支援員認定資格研修</p> <p>放課後児童支援員等キャリアアップ研修</p>	市町村民間	子ども・子育て支援課
3	放課後児童健全育成の受入支援	<p>放課後児童クラブにおいてより多くの児童を受け入れるため、新たに必要となる放課後児童支援員の配置や、小学校から離れた放課後児童クラブへの送迎など、児童の受入を支援します。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>しまね放課後児童クラブ拡充支援交付金事業</p>	市町村民間	子ども・子育て支援課
4	地域社会で子どもが心安らぐ放課後や休日の環境づくり	<p>結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業（放課後支援）の推進により、放課後や週末等に子どもたちが体験活動・異世代交流ができる環境づくりを支援します。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業（放課後支援）</p>	市町村	社会教育課

施 策⑤ 経済的負担への対応

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 児童手当の給付	<p>次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を養育している者に対し支給される児童手当の財源の一部を児童手当法に基づく負担割合で負担します。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>児童手当交付金</p>	国 県 市町村	子ども・子育て支援課
2 保育料の軽減	<p>保育所等に入所する児童を持つ世帯の子育てに係る経済的負担を軽減するため、3歳未満児の保育料を軽減するために必要な経費の一部を補助します。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>第1子・第2子保育料軽減事業</p> <p>第3子以降保育料軽減事業</p>	市町村	子ども・子育て支援課
3 子どもの医療費負担の軽減	<p>現行の乳幼児等に対する医療費助成制度により、医療費負担の軽減し、医療を受けやすくなるとともに、子育てに係る負担の軽減を図ります。</p> <p>併せて、令和3年度からは、県の助成対象年齢を小学6年生まで引き上げることとし、子育てに関する経済的負担の軽減を一層図ります。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>乳幼児等医療費の助成</p>	市町村	健康推進課
4 特定不妊治療費の助成	<p>国の制度の基づき、体外受精及び顕微授精の治療を受けている戸籍上の夫婦に対し、1年度あたり治療1回につき15万円（治療によっては7万5千円）を上限として最大6回まで助成し、経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>また、不妊に悩む夫婦への支援の拡充するため、上記制度を拡充します。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>特定不妊治療費助成事業</p>	県	健康推進課

5	生活福祉資金の貸付	低所得者に属する者等の経済的負担に対応し、経済的自立及び生活意欲の助長の促進を図るため、就学や技能を習得するのに必要な経費等に対し、生活福祉資金の貸し付けを行います。	民間	地域 福祉課
	(具体的な事業名)	自立支援事業		
6	奨学のための給付金の給付	低所得者世帯に対して、教育費に充てるための給付金を支給することにより、高校生等の就学を支援します。	県	学校 企画課
	具体的な事業名	高等学校等就学支援事業		
7	島根県高等学校等奨学金の貸付	保護者の経済的負担に対応し、教育の機会均等を図るため、高等学校等奨学金の貸し付けを行います。	島根県 育英会	学校 企画課
	具体的な事業名	島根県高等学校等奨学事業		
8	生活支援資金（教育支援、育児・介護休業者支援）の制度融資	県内の事業所に勤務し、または県内に居住する労働者が、低利な融資が受けられるようにするために、労働者支援資金（教育支援資金、育児休業者支援資金及び介護休業者等支援資金）を金融機関に預託します。	民間	雇用 政策課
	具体的な事業名			

基本施策5 子どもを守り育てる仕組みづくり

施 策① 人権が尊重される社会の実現

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 人権教育・啓発の推進	学校教育では、子どもたち一人ひとりの今の学びを保障し、将来をたくましく切り拓いていく力を育むとともに、様々な人権課題の解決に向けて主体的に行動できる子どもの育成を目指し、「進路保障」を柱とする人権教育を推進します。また、社会教育では、人権についての理解と認識を深め、人権が尊重される地域ぐるみの人権教育、啓発の推進を図ります。 学校や家庭、職場、地域など、様々な場を通じて、県民一人ひとりの人権を尊重する意識を高め、差別を見抜き、差別をなくす実践力を培う人権啓発を推進します。 幼稚園、保育所、学校、地域、職場あるいは家庭などあらゆる場において、人権教育・啓発が行われるよう、取り組むべき施策を明らかにし、人権に視点を置いた総合的な取り組みを推進します。	県 市町村	人権 同和 教育課
	具体的な事業名		人権 同和 対策課
	人権教育行政推進事業		子ども・子 育て支 援課
	進路保障推進事業		
	人権教育推進事業		
	人権啓発ポスター募集		
	「しまね人権フェスティバル」開催		
	人権に関する図書・DVD・パネル等貸出		

2	職員研修の充実	<p>教職員の人権感覚をさらに高め、児童生徒などすべての人の人権が大切にされる教育現場を実現するために、教職員のキャリアステージに応じた研修の充実を図ります。また、子どもたちに身に付けさせたい資質・能力を意識した人権教育が実施されるよう、学校や児童生徒の実態に応じた訪問指導の充実を図ります。</p> <p>深刻化、多様化する様々な人権課題の解決に向けて、課題への理解と認識を深めるために、県・市町村の行政職員に対する人権研修を実施する。また地域、企業等で実施される人権研修に啓発指導講師を派遣します。</p> <p>関係職員及び各種相談員等に対する研修の実施を通じて人権意識の一層の向上に努めるとともに、人権の保障が行政の根幹であることを認識し、人権尊重に向けて主体的に取り組んでいきます。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>人権教育研究事業</p> <p>人権教育行政推進事業</p> <p>県・市町村行政職員関係者研修</p> <p>啓発指導講師派遣</p>	<p>県</p> <p>人権 同和 教育課</p> <p>人権 同和 対策課</p> <p>子ど も・子 育て支 援課</p>

施 策② 子どもと家庭の相談体制の強化

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 乳児家庭に対する支援の充実	<p>すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握、養育についての相談・助言等を行っている市町村へ、事業実施に関わる経費の助成を行います。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>地域の子育て支援事業（乳児家庭全戸訪問事業）</p>	市町村	子ど も・子 育て支 援課
2 市町村児童相談体制の強化支援	<p>各市町村の要保護児童対策地域協議会（事務局）への専門職員の配置を促進し機能強化を図るため、専門研修を実施したり、市町村間の連絡調整や情報提供などを行います。</p> <p>また、養育支援の必要な子どもや家庭を地域全体で支える取り組みを進めるため、住民の身近な支援者である主任児童委員を対象とした研修を実施します。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>市町村相談体制支援事業</p> <p>主任児童委員活動等</p>	県・市 町村	青少 年家庭 課
3 児童相談所の専門性の向上	<p>子どもと家庭の相談に適切に対応するため、児童相談所の職員体制を強化し、職員の資質の向上に取り組みます。</p> <p>子どもの社会性や自立性を伸ばすため、地域資源を活用した社会体験活動や家庭生活体験事業を実施します。また、保護が必要な児童に対して、必要な支援を実施できるよう一時保護所の運営等の支援事業を行います。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>児童福祉法改正に係る法整備事業</p> <p>子どもと家庭特定支援事業</p>	県	青少 年家庭 課

4	障がい児やその家族に対する相談・情報提供体制の充実	障がい児やその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、各種相談やサービス調整（障害児支援利用計画）、情報提供等を行うとともに、地域自立支援協議会において、支援体制の構築、資源の開発を進めていきます。	市町村	障がい福祉課
	具体的な事業名	相談支援事業		
5	心の問題を抱える子どもや家庭に対する相談支援体制の充実	心の問題を抱える子どもが早い段階で身近な地域において専門的な診療や必要な療育支援を受けることができるよう、医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携して相談支援体制の充実を図ります。	県	障がい福祉課
	具体的な事業名	子どもの心の診療ネットワーク事業		
6	障がい児やその家族等に対する専門的な相談・療育指導体制の充実	障がい児やその家族の地域における生活を支援するため、障がい児（者）施設が有する専門性を活用し、身近な地域で療育指導等が受けられる機能の充実を図ります。	県	障がい福祉課
	具体的な事業名	障がい児等療育支援事業		
7	特別支援学校センター的機能の充実	特別支援学校において、特別な支援を要する地域の幼児・児童生徒とその保護者及び幼保小中高等学校等からの相談に応じ、地域における相談支援の充実を図ります。	県	特別支援教育課
	具体的な事業名	特別支援学校センター的機能充実事業		
8	ひとり親家庭等への相談支援体制の充実	ひとり親家庭等は、親族等の援助を受けられず地域社会の中で孤立しているケースが多く、家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた支援メニューを適切に組み合わせて総合的な相談・支援を行うことが必要です。そのため、個々のひとり親家庭等のニーズに対応した子育て・生活支援や、就業自立支援制度に繋げられるよう、ひとり親家庭に対する支援制度について分かりやすい方法で周知を行い、各種支援の利用を促すなど適切に相談に対応するとともに、情報提供の充実に努めます。併せて、相談関係職員に対する研修会の開催等により、母子・父子自立支援員等の人材育成と専門性の向上を推進します。	県 市町村	青少年家庭課
	具体的な事業名	母子・父子自立支援員による総合的な相談		
		島根県母子・父子福祉センターによる各種相談事業		
		母子・父子自立支援員等に対する研修会の実施		
		インターネットメディア等の各種広報手段の活用による情報提供の充実		

施 策③ 児童虐待防止対策の充実強化

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 養育支援訪問支援事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者に監護させることが不適当であると認められる児童等に対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言等を行っている市町村へ、事業実施に関わる経費を助成します。	市町村	子ども・子育て支援課
	具体的な事業名		
	地域の子育て支援事業（養育支援訪問事業）		

2	母子生活支援施設・児童相談所との連携	<p>相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。</p> <p>支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいれた取り組みを行います。</p>	県 市町村	青少年家庭課
3	児童虐待の早期発見・早期対応のための機能強化	<p>児童虐待対応において優先すべきは子どもの安全確認・安全確保であり、日頃から市町村、保健所、学校、警察、医療機関など関係機関と積極的に情報共有します。</p> <p>また、法律や医療の専門家の助言を得たり、虐待対応機能強化のための研修を実施するなど、児童相談所のスキル向上に努め、地域ぐるみで子どもを見守る体制を強化します。</p>	県	青少年家庭課
4	子どもを虐待から守る意識の啓発	<p>県民に対して、児童虐待防止の重要性や地域での取組の必要性を広く周知するため、11月の児童虐待防止推進月間にあわせて街頭キャンペーン等を実施します。</p> <p>また、子ども自身が気軽に相談できる子ども専用電話相談事業に対する支援を行います。</p>	県	青少年家庭課

施 策④ 社会的養育の推進・強化

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 里親委託等の推進	<p>ファミリーホーム（養育者の住居で行う里親型のグループホーム）を設置するなど、里親等委託率の向上を目指します。</p> <p>そのために、里親制度の広報・周知や里親に対する研修・相談体制を充実するとともに、里親やファミリーホーム設置者に対して措置費の支弁や住居改修費用等による支援を行います。</p> <p>新規の里親登録者の開拓と里親委託を促進し、里親の支援を行うため、里親会等に里親支援事業を委託し、協働して里親支援のための里親家庭訪問活動、里親制度の広報啓発活動、里親・里子交流会、施設訪問などの事業を実施します。</p>	県	青少年家庭課

2	小規模グループケア等の設置・運営への支援	<p>国の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた、「島根県社会的養育推進計画」の中で、今後の社会的養育が必要な児童数を推計し、①家庭における養育、②家庭における養育環境と同様の養育環境（里親・ファミリーホーム、養子縁組）、③できる限り良好な家庭的養育環境（施設）を柱とした子どもたちの支援を構築していきます。</p> <p>児童養護施設等に求められる多機能化・高機能化、小規模化・地域分散化された施設運営を実現するため、国等の補助制度を活用しながら施設のケア単位の小規模化、地域分散化を計画的に実施していきます。</p> <p>設置する社会福祉法人等に対しては、措置費支弁や施設整備費補助のほか、専門的ケアの充実及び人材の確保・育成、自立支援の充実、家庭支援及び地域支援の充実、及び子どもの権利養護の推進など、家庭的養護環境整備のための支援を行います。</p>	県	青少年家庭課
3	母子生活支援施設・児童相談所との連携（再掲）	<p>相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。</p> <p>支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいれた取り組みを行います。</p>	県 市町村	青少年家庭課

基本施策 6 特に支援が必要な子どもや家庭への対応

施 策① 障がい児への支援の推進

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進	<p>県民が、様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していくための取り組みを実施し、障がい児をはじめ誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）づくりを進めています。</p>	県	障がい福祉課
2 障がい児在宅サービスの充実	<p>障がい児やその家族が住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、障がい児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、居宅介護、短期入所（ショートステイ）、障がい児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられる体制の充実を図ります。</p>	県 市町村	障がい福祉課
3 障がい児への経済的支援	<p>在宅の重度の障がいのある児童を監護・養育する者に対する特別児童扶養手当や重度の障がい児に対する障害児福祉手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。</p>	県 市町村	障がい福祉課

4	発達障がい児支援体制の整備	<p>地域の医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携し、発達障がいの早期発見・早期療育による一貫した支援を行うとともに、発達障がい者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図ります。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>発達障がい者支援体制整備事業</p> <p>発達障がい初診前アセスメント強化事業</p>	県	障がい福祉課
5	高次脳機能障がい児支援体制の整備	<p>障がい保健福祉圏域ごとに支援拠点を設置し、頭部外傷や脳血管障がいなどの原因により、言語や記憶などの機能に障がいが起こり、日常生活、社会生活への適応が困難となる高次脳機能障がい児やその家族に対し支援を行います。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>高次脳機能障がい者支援事業</p>	県	障がい福祉課
6	極めて重度の障がい児への支援	<p>重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童やその家族の地域生活を支援するため、短期入所（ショートステイ）や日中一時支援等のサービスが提供できる体制を整備するとともに、専門的療育やリハビリが受けられない地域に専門職員を派遣するなど、身近な地域で必要な支援が受けられる体制の充実を図ります。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>重症心身障がい児（者）在宅サービス基盤整備事業</p> <p>重症心身障がい児（者）巡回等療育支援事業</p>	県	障がい福祉課
7	特別支援学校における放課後健全育成の推進	<p>放課後及び長期休暇期間に、空き教室等を利用して特別支援学校に通学する在宅の児童・生徒を預かり、保護・養育を行います。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>ハッピーアフタースクール事業</p>	県 市町村	障がい福祉課
8	放課後児童クラブの障がい児受入れ推進	<p>放課後児童クラブにおける、障がい児の受入れを推進するために、専門的知識等を有する指導員を配置するクラブに対して、必要な経費の補助を行います。また、国補助対象とならない小規模な放課後児童クラブが障がい児を受入れた場合に係る経費を補助することで、小規模なクラブでの障がい児の受入れの推進を図ります。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>地域の子育て支援事業（放課後児童健全育成事業）</p> <p>しまねすくすく子育て支援事業（放課後児童の預かり事業）</p>	市町村	子ども・子育て支援課
9	特別支援教育体制の総合的な推進	<p>保育所、幼稚園から高等学校までの障がいのある幼児児童生徒に対し、個別の教育支援計画に基づく乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援を行います。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>特別支援教育体制整備推進事業</p>	県	特別支援教育課
10	特別支援学校の進路開拓	<p>特別支援学校高等部の就労を希望する生徒が就労できるよう、就業に向けた知識技能の向上を図るために、企業等での現場実習を行います。また、生徒の就労についての理解及び就労の場を確保するため、職場開拓や進路開拓推進協議会を開催します。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>特別支援学校職業教育・就業支援事業</p>	県	特別支援教育課
11	障がい児等保育対策	<p>障がい児等の受入に積極的に取り組む保育所等に保育士の配置や受入れ体制整備にかかる経費を補助することで、障がい児等の保育の促進を図ります。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>しまねすくすく子育て支援事業（障がい児等保育対策事業）</p>	市町村	子ども・子育て支援課

施 策② ひとり親家庭等の自立支援の推進

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 子育て・生活支援の充実	<p>子ども・子育て支援法に基づく支援策と、ひとり親家庭等向けの支援策を組み合わせ、地域のひとり親家庭等それぞれのニーズに応じて、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援を推進していきます。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>子育て短期支援事業 母子家庭等日常生活支援事業</p>	県市町村	青少年家庭課
2 就業支援	<p>各種職業訓練や就業支援給付金についての周知、島根県母子寡婦福祉連合会やハローワーク等労働関係機関との連携による巡回相談や母子・父子自立支援プログラムの積極的な活用等、ひとり親家庭等の状況に応じたきめ細やかな就業支援により、経済的自立が図られるよう支援します。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>母子家庭等就業・自立支援センターによる支援 母子・父子自立支援プログラム策定事業 就業支援講習会 母子・父子自立支援員による就業相談 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業 高等職業訓練促進資金貸付金事業</p>	県市町村	青少年家庭課
3 就業機会の拡充	<p>雇用の場の創出や様々な主体による就業支援など、社会的な取り組みへの機運を醸成します。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>ひとり親家庭等の親の雇用に関する事業主への働きかけ 公共施設における雇用の促進</p>	県市町村	青少年家庭課
4 子どもの生活・学習支援	<p>子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援等を行い、ひとり親家庭等の子どもの生活の向上を図ります。</p> <p>(具体的な事業名)</p> <p>ひとり親家庭学習支援事業</p>	県市町村	青少年家庭課
5 養育費確保・面会交流の支援	<p>子どもの自尊感情や心の安定をはぐくむための養育費確保と面会交流の必要性について周知啓発を図るとともに、関係機関や民間団体との協力により、離婚に関する相談や届出などの機会を捉えて、専門家による無料法律相談の利用を促すなど、養育費と面会交流の確保に向けた支援を行います。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>養育費確保・面会交流に向けた啓発の推進 法律相談事業の実施 母子家庭等就業・自立支援センター事業（養育費相談）</p>	県市町村	青少年家庭課

6	経済的支援の充実	<p>ひとり親家庭等にとって重要な経済的支えとなっている児童扶養手当について広く周知を図ります。</p> <p>また、母子父子寡婦福祉資金の貸付を希望するひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立への支援が図られるよう、福祉サービスの一環として母子父子寡婦福祉資金を活用するとともに、貸付後の事情変化を捉えた適切な情報提供など、継続した支援を行います。</p>	県市町村	青少年家庭課
7	ひとり親家庭等への相談支援体制の充実（再掲）	<p>ひとり親家庭等は、親族等の援助を受けられず地域社会の中で孤立しているケースが多く、家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた支援メニューを適切に組み合わせて総合的な相談・支援を行うことが必要です。そのため、個々のひとり親家庭等のニーズに対応した子育て・生活支援や、就業自立支援制度に繋げられるよう、ひとり親家庭に対する支援制度について分かりやすい方法で周知を行い、各種支援の利用を促すなど適切に相談に対応するとともに、情報提供の充実に努めます。併せて、相談関係職員に対する研修会の開催等により、母子・父子自立支援員等の人材育成と専門性の向上を推進します。</p>	県市町村	青少年家庭課
8	母子生活支援施設・児童相談所との連携（再掲）	<p>相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。</p> <p>支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいれた取り組みを行います。</p>	県市町村	青少年家庭課

基本理念IV 安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備

基本施策7 結婚支援の充実

施 策① 結婚に対する気運の醸成

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 子育て等に関する情報提供の充実（再掲）	<p>結婚・子育て等に関する必要な情報が得られるよう、結婚・妊娠・出産・子育て支援に関する情報をポータルサイトに掲載し、利用者目線でわかりやすく一元的に発信します。</p> <p>また、SNS（Instagram、Facebook）による子育て関連のイベント情報などを随時発信し、情報提供の充実を図ります。</p>	県	健康推進課 子ども・子育て支援課

2	子どもの未来デザイン講座の実施 (再掲)	次世代を担う子どもたちを対象に、生命の尊さや家庭の意義などについて理解を深め、妊娠や出産に関する医学的知識に加え、キャリア形成やワークライフバランスなど、10年後、20年後の自らの将来について考える機会を提供するため、助産師や専門講師による講座を開催します。	県	子ども・子育て支援課
		具体的な事業名		
		生の楽習講座		
		ライフプラン設計講座		

施 策② 出会いの場づくりとマッチング支援の強化

目的を達成するための主要事業		事業概要	実施主体	担当課
1	市町村における結婚支援への取組の強化	結婚を望む県民だれもが、結婚支援サービスを気軽に活用できるよう、全市町村において相談・支援体制を確保し、これまで県やしまね縁結びサポートセンターが取り組んできた結婚支援サービスの全県展開を目指します。	県	子ども・子育て支援課
		具体的な事業名		
		市町村結婚支援員・結婚支援相談員の配置		
		市町村相談窓口の設置（はぴこ、しまコ）		
2	相談・マッチング機能の充実	しまね縁結びサポートセンターにおいて、縁結びボランティア「はぴこ」の拡充やコンピュータマッチングシステム「しまコ」の利用拡大、他の民間事業者が実施する結婚支援事業の活用・連携を進めることなどにより、相談・マッチング機能を充実します。	県 縁結びサポートセンター	子ども・子育て支援課
		具体的な事業名		
		縁結びボランティア「はぴこ」の結婚相談活動支援		
		しまねコンピューターマッチングシステム「しまコ」の利用拡大		
		婚活イベント・セミナーなどの開催、県外在住者への働きかけ		
		しまね縁結びサポート企業の拡大・支援		

基本施策8 子どもと親の健康の確保

施 策① 妊娠・出産等への支援

目的を達成するための主要事業		事業概要	実施主体	担当課
1	妊娠・出産等の正しい知識の普及	若い男女が早い時期から妊娠・出産について知識が得られ、妊娠・出産する時期を失わずに、個々のライフプランに役立てられるよう妊娠・出産等について適切な時期に正確な情報の提供を行います。 また、不妊の原因は男女双方にあることから、男性・女性双方を対象とした多様な情報提供を図るとともに必要に応じて相談や医療に繋げます。	県	健康推進課
		具体的な事業名		
		男性不妊検査費助成事業		

2	不妊専門相談事業の実施	不妊専門相談センターを県立中央病院内に設置し、専門医・助産師による電話・面接相談やメールによる質問対応を行うことにより悩みの解消・自己決定の支援を行います。 また、不妊治療に対する正しい理解を普及するための啓発を行います。	県	健康推進課
		具体的な事業名 不妊対策事業 思春期等相談事業		
3	特定不妊治療費の助成（再掲）	国の制度の基づき、体外受精及び顕微授精の治療を受けている戸籍上の夫婦に対し、1年度あたり治療1回につき15万円（治療によっては7万5千円）を上限として最大6回まで助成し、経済的負担の軽減を図ります。 また、不妊に悩む夫婦への支援の拡充するため、上記制度を拡充します。	県	健康推進課
		具体的な事業名 特定不妊治療費助成事業		

施 策② 母子保健等の充実

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 周産期医療の充実	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるために、周産期において必要な高度専門的医療が迅速かつ効果的に提供できる周産期医療提供体制の確保を図ります。	県	健康推進課
	具体的な事業名 周産期医療協議会の実施 周産期医療ネットワーク構築事業		
2 産前・産後のサポート体制の充実	妊娠期や産後の家事・育児支援や母親の心の健康支援など、妊娠婦の産前・産後のケアの充実を図ります。	市町村	健康推進課
	具体的な事業名 しまね産前・産後安心サポート事業		
3 慢性疾患児・医療的ケア必要児等への支援の充実	長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児や医療的ケア必要児及びその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。また、在宅支援に関する検討会や協議会を開催し、地域における支援提供体制の整備を行います。	県	健康推進課
	具体的な事業名 長期療養児生活支援事業		

施 策③ 小児医療の充実

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 小児医療提供体制の充実	小児科医の確保を進めるとともに、小児科医や内科医等を対象とした小児救急医療に関する研修等を実施することにより、小児医療提供体制の充実と質の向上を図ります。	県	医療政策課
	具体的な事業名 医学生向け奨学金等貸与事業 小児救急地域医師研修事業		

2	子ども医療電話相談の実施	小児医療に関する電話相談サービスを提供し、休日夜間等における小児初期救急患者の中核病院等への過度な集中を緩和するとともに、子どもの健康面で育児に不安を抱える保護者をサポートします。	県	医療政策課
3		具体的な事業名 子ども医療電話相談（# 8000）事業		
3	小児慢性特定疾患への支援	児童の健全育成を阻害する小児慢性特定疾病に係る治療費の一部を助成することにより患者家族の医療費の負担軽減を図るとともに、相談支援など小児慢性特定疾患児童に対する支援を実施します。	県	健康推進課
		具体的な事業名 小児慢性特定疾患医療費助成事業		
		長期療養児生活支援事業		

施 策④ 食育の推進

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 食育に関する情報提供	島根県食育推進計画第三次計画（H29～）に基づき、子どもや子育て世代が望ましい食生活を実践できるように、特に課題である朝食の欠食率や野菜摂取量の増加、塩分摂取量の減少につなげるための、食に関する様々な知識、情報の提供を図ります。	県	健康推進課
	具体的な事業名 しまね食育情報発信事業 新聞広告等による啓発		
2 食育に関する人材育成とネットワークづくりの推進	島根県食育推進計画第三次計画（H29～）に基づき、関係団体の連携・協力による地域の食育推進力の充実・強化を図るため、島根県食育・食の安全推進協議会や食育ボランティアの交流会などによる関係者のネットワーク化と人材の育成を図ります。	県	健康推進課
	具体的な事業名 食育推進体制構築事業 食育サポーター等育成事業 食育推進専門研修		
3 食育に関する体験活動の促進	島根県食育推進計画第三次計画（H29～）に基づき、身近なところで食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験ができるよう、関係団体等と連携しながら体験活動や情報提供を実施します。	県	健康推進課
	（具体的な事業名） まちの食育ステーション事業 食文化継承事業		
4 学校における食育の推進	バランスの良い朝食など健全な食生活は、生涯にわたる健康維持の基盤となります。望ましい食習慣のために、子どもたちが食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図り、「食に関する指導の充実」「学校給食の充実」「食育を通じた健康状態の改善等の推進」等、関係部局・機関等と連携し、栄養教諭を中心とした食育を推進します。	県	保健体育課
	具体的な事業名 食育推進に向けた学校訪問や栄養教諭研修 「しまね・ふるさと給食月間」における地場産物を活用した給食の実施 「食の学習ノート」を活用した授業の支援		

基本施策9 仕事と生活の調和

施 策① 仕事と子育ての両立支援

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 仕事と子育ての両立支援	<p>労働者が安心して働くことができるようにするため、事業主、労働者及び県民に対し、育児・介護休業法等の関係法制度等を普及啓発するとともに、従業員の子育てに配慮する企業の認定・顕彰するなど、社会的気運の醸成、高揚を図ります。</p> <p>子育てや介護をしながら安心して働き続けられる環境づくりを進めるため、事業者向けの支援を充実します。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>しまね子育て応援企業認定制度</p> <p>企業等と連携した仕事と子育ての両立支援の推進</p> <p>中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業</p> <p>子育てしやすい職場づくり促進事業</p>	県	子ども・子育て支援課 雇用政策課
2 離転職者等の就労支援の実施	<p>結婚・出産・育児等で離職した長期離職者に対して相談、情報提供及び職場体験などによる再就職支援を行います。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>女性就労ワンストップ支援体制整備事業</p>	県	雇用政策課
3 生活支援資金（教育支援、育児・介護休業者支援）の制度融資（再掲）	<p>県内の事業所に勤務し、又は県内に居住する労働者が、低利事な融資が受けられるようにするために、労働者支援資金（教育支援資金、育児休業者支援資金及び介護休業者支援資金）を金融機関に預託します。</p> <p>具体的な事業名</p>	民間	雇用政策課

施 策② 子育てしながら働きやすい環境づくり

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 男女共同参画の理解の促進	<p>固定的性別役割分担意識の解消のため、地域で活動する男女共同参画センターの計画的な育成、地域の課題に即した研修や若者を対象とした研修を引き続き実施します。</p> <p>男性の家事・育児・介護等への参加を促進するため、男性に対する意識啓発やセミナー等を充実します。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>地域における男女共同参画推進啓発事業</p> <p>イクメン推進事業</p> <p>男性のための介護ミニ講座</p>	県	環境生活総務課 子ども・子育て支援課 高齢者福祉課

2	子育て等や仕事に取り組むことができる環境づくり	職場において、従業員が子育て等をながら働き続けるため、経営者のネットワークづくりや、セミナーの開催などにより、経営者・管理職の意識改革及び行動改革を促進するとともに、職場環境の整備に積極的に取り組む事業者の支援をします。	県	環境生活総務課
		具体的な事業名 しまね女性の活躍推進事業		
3	雇用環境改善の普及啓発	労働者が安心して働くことができるようにするため、事業主、労働者及び県民に対し、労働基準法等の関係法制度等を普及啓発するとともに、働きやすい職場づくりに取り組む事業者の支援をします。	県	雇用政策課
		具体的な事業名 しまねいきいき職場づくり推進事業		

基本施策10 安心して子育てできるまちづくり

施 策① 快適な生活環境の確保

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 ひとにやさしいまちづくりの推進	誰もが安心して出かけられるまちを目指すことを宣言した「ひとにやさしいまちづくり条例」（平成12年4月施行）に基づき、思いやり駐車場制度などの普及・啓発を行い、安心して利用できるまちづくりの推進に取り組みます。 具体的な事業名 ひとにやさしいまちづくり推進事業	市町村	障がい福祉課
2 乳幼児連れ家族が安心して外出できる環境の整備	外出時におむつ替えや授乳などができる設備を有する施設の情報提供等を行うことにより、乳幼児を連れた家族が安心して外出することができる環境を整備します。 具体的な事業名 しまね子育て家庭外出応援施設（赤ちゃんほっとルーム）登録事業		
3 安全で快適な住宅の供給	安全で快適な住宅を低廉な家賃で供給し、子育て世帯の居住費負担の軽減を図るために、県営住宅の建て替え、市町村が整備する定住推進住宅の建設支援を実施します。 また、子育て世帯が安心して暮らせる住まいを確保するため、子育てに資する住宅改修・増築を支援します。 具体的な事業名 県営住宅建設事業 しまね定住推進住宅整備支援事業 しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業	市町村	建築住宅課
4 都市公園の整備	都市公園において、誰もが安全で安心して利用できる環境を整備するため、子育て世帯、高齢者、障がい者等、誰でも利用可能なトイレの整備等を行い、公園施設のバリアフリー化を推進します。 具体的な事業名 長寿命化推進事業		

施 策② 安全・安心なまちづくり

目的を達成するための主要事業	事業概要	実施主体	担当課
1 公共空間における防犯環境の整備・改善	<p>登下校防犯プランを踏まえ、子どもが安全に通学し、学び、遊び、健やかに成長できるよう、教育委員会、学校、地域住民、自治会等と連携し、見守り活動やパトロールの実施、防犯カメラの設置など、防犯環境の整備改善を推進します。</p> <p>また、しまねの未来を担うたくましい子どもの成長を支えるこれらの活動を通じて、地域住民の「犯罪のない安全で安心なまちづくり」に対する意識高揚を図ります。</p>	県	生活安全企画課
2 地域住民が行う自主防犯活動の推進	<p>子どもを犯罪等の被害から守るため、登下校防犯プランを踏まえ、住民の自主防犯活動を促進するための情報提供や、関係機関・団体等との情報交換を実施するほか、防犯ボランティア等と連携したパトロール活動や、防犯診断を推進します。</p> <p>また、事業者による「子ども・女性みまもり運動」の活性化を図るなど、現役世代に対する防犯ボランティアへの積極的な参加を促進します。</p> <p>加えて、自転車窃盗事件の被害者の過半数が子どもであることから、子ども世代の自転車の鍵掛け意識高揚を図り、施錠率を向上し、被害時の無施錠率を低減することにより、県民全体の鍵掛け意識を高めます。</p>	県	生活安全企画課 環境生活総務課
3 未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における交通安全対策の推進	<p>子どもの交通安全を確保するため、標識・標示などの交通安全施設の設置及び維持管理を推進し、安全安心な交通環境の整備を行います。</p>	県	交通規制課
4 安全な歩行・走行のための道路整備	<p>県が管理する道路において、子ども、親子づれ等が安全・安心して通行できるように、歩道、自転車歩行者道、歩車共存道路等の整備、既設歩道や交差点部における防護柵設置等の交通安全対策を行います。</p>	県	道路維持課 道路建設課
5 交通安全教育の推進	<p>子どもの交通安全を確保するため、子ども・保護者等を対象とした交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教室等を実施します。</p> <p>特に、チャイルドシートの正しい使用やシートベルトの正しい着用、道路横断時における左右の安全確認や飛び出しの禁止、自転車安全利用五則（「①自転車は車道が原則、歩道は例外」、②「車道は左側を通行」、③「歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行」、④「安全ルールを守る」、⑤「子どもはヘルメットを着用」）の周知徹底による安全な自転車利用促進等について指導・啓発活動を行います。</p>	県	交通企画課 交通対策課

2 島根県子ども・子育て支援推進会議条例 (平成 25 年島根県条例第 25 号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、島根県子ども・子育て支援推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し十分な知識又は経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 推進会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを聞くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 推進会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 推進会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 推進会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって推進会議の議決と/orすることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

附 則(平成 26 年条例第 47 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日の前日までの間ににおいては、この条例による改正後の島根県子ども・子育て支援推進会議条例第1条中「第 77 条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関」とあるのは、「第 77 条第 4 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)附則第 9 条の規定に基づき、同法の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条に規定する事項を調査審議するための審議会その他の合議制の機関」とする。

3 島根県子ども・子育て支援推進会議 委員名簿 (五十音順)

氏名	所属	役職名	分野
青木 規子	島根県国公立幼稚園・こども園長会	会長	幼稚園関係者
石倉 恵	一般財団法人 島根県母子寡婦福祉連合会	事務局長	ひとり親家庭支援団体
景山 誠	連合島根	事務局長	労働者代表
小山 優子	公立大学法人 島根県立大学	准教授	学識経験者
坂本 和子	NPO法人 しまね子どもセンター	理事長	子育て支援団体
佐藤 浩之	松江市小学校教頭会	副会長	学校教育関係者
立原 慎司	松江市保育所(園)保護者会連合会	副会長	保護者等
玉串 和代	一般社団法人 しまね縁結びサポートセンター	理事長	結婚支援団体
坪内 朋子	島根県私立幼稚園連合会	副理事長	幼稚園関係者
永瀬 克己	奥出雲町教育委員会 結婚・子育て応援課	課長	行政関係者(町村)
◎ 肥後 功一	国立大学法人 島根大学	副学長	学識経験者
古川 享子	島根県認可保育園(所)理事長会	出雲市認可保育園(所)理事長会 副会長	保育所関係者
松尾 純一	松江市健康子育て部子育て政策課安心子育て推進室	室長	行政関係者(市)
三島 みどり	一般社団法人 島根県助産師会	会長	助産師会
山口 記由	島根県保育協議会	会長	保育所関係者
山代 正隆	島根県中小企業団体中央会	山代電気工業株式会社 代表取締役社長	企業関係者
吉田 邦宏	島根労働局	職業安定部長	労働機関関係者

◎ 会長